【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年６月26日
【会社名】	東京特殊電線株式会社
【英訳名】	TOTOKU ELECTRIC CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長　　川口　寛
【本店の所在の場所】	東京都港区西新橋三丁目８番３号
【電話番号】	03(5860)2121
【事務連絡者氏名】	常務執行役員管理部長　　北澤　登与吉
【最寄りの連絡場所】	東京都港区西新橋三丁目８番３号
【電話番号】	03(5860)2121
【事務連絡者氏名】	常務執行役員管理部長　　北澤　登与吉
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

2020年６月25日開催の当社第102期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2020年６月25日

(2) 当該決議事項の内容
第１号議案　剰余金処分の件
(1) 配当財産の割当に関する事項及びその総額
普通株式１株につき30円、総額202,087,560円の配当を実施する。

(2) 効力発生日
2020年６月26日

第２号議案　定款一部変更の件
監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定を削除し、その他所要の変更を行う。

第３号議案　監査等委員でない取締役５名選任の件
監査等委員でない取締役として、鈴木　義博、川口　寛、小林　達、朝日　秀彦、赤塚　多聞の各氏を選任する。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
監査等委員である取締役として、岡部　宗也、石井　裕久、宮嶋　孝の各氏を選任する。

第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件
補欠の監査等委員である取締役として、神代　博之氏を選任する。

第６号議案　監査等委員でない取締役の報酬額決定の件
監査等委員でない取締役の報酬額を年額180百万円以内、そのうち社外取締役については、年額30百万円以内とする。

第７号議案　監査等委員である取締役の報酬額決定の件
監査等委員である取締役の報酬額を年額65百万円以内とする。

第８号議案　会計監査人選任の件
EY新日本有限責任監査法人に代え、新たな会計監査人として有限責任監査法人トーマツを選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	決議の結果 （賛成の割合）
第１号議案	57,942	70	0	可決99.9（%）
第２号議案	57,884	126	2	可決99.8（%）
第３号議案				
鈴木　義博	52,313	5,697	2	可決90.2（%）
川口　寛	53,680	4,330	2	可決92.5（%）
小林　達	54,102	3,908	2	可決93.3（%）
朝日　秀彦	54,104	3,906	2	可決93.3（%）
赤塚　多聞	54,105	3,905	2	可決93.3（%）
第４号議案				
岡部　宗也	50,022	7,988	2	可決86.2（%）
石井　裕久	52,245	5,765	2	可決90.1（%）
宮嶋　孝	52,005	6,005	2	可決89.6（%）
第５号議案				
神代　博之	50,667	7,343	2	可決87.3（%）
第６号議案	54,550	210	3,252	可決94.0（%）
第７号議案	57,803	207	2	可決99.6（%）
第８号議案	57,885	124	2	可決99.8（%）

（注）１．議案の可決要件は次のとおりです。
第１号議案、第６号議案、第７号議案及び第８号議案の可決要件は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
第２号議案の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成であります。
第３号議案、第４号議案及び第５号議案の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
２．賛成の割合の計算方法は次のとおりです。
本株主総会に出席した株主の議決権の数（本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の全ての株主分）に対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち各議案に関して賛成が確認できた議決権の数の割合です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由
本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上